# 委員会運営規則

公益社団法人船橋法人会

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人船橋法人会が行なう公益目的事業及びその他の事業活動を適法で適正かつ円滑に遂行し、会活動の活性化に資するため、定款第53条の規定に基づき設置する委員会の運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の設置)

- 第2条 定款第53条の規定に基づき、次に掲げる委員会を設ける。
  - (1) 総務委員会
  - (2) 財務委員会
  - (3) 研修委員会
  - (4) 広報委員会
  - (5) 厚生委員会
  - (6) 税制委員会
  - (7)組織委員会
  - 2 前項の委員会のほか、必要に応じて理事会の承認を得て、臨時の委員会を設けることができる。

(業務の分担)

- 第3条 各委員会は、別表に掲げる業務を分担する。なお、委員会相互に関連すると認められる事業については、委員会相互の連絡を綿密に行なうものとする。
  - 2 前条第2項の規定により臨時に設置する委員会は、その業務を定めて理事会の承認を得るものとする。

(委員会の構成)

第4条 各委員会は、次の委員をもって構成する。

委員長 1名

副委員長 2名以内

委 員 若干名

2 臨時に設置する委員会の委員の構成は、理事会においてその都度定める。

(委員等の委嘱)

- 第5条 各委員会の委員長は、理事のうちから理事会の推薦により会長がこれを委嘱する。
  - 2 各委員会の副委員長及び委員は、会員(会員の役員及び従業員を含む。)及び有識者と認められる者から会長がこれを委嘱する。

(委員の職務)

- 第6条 委員長は各委員の業務を統括する。
  - 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときはこれを代理する。
  - 3 委員は、委員会の業務を担当し、他の委員会の連絡員を分担する。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は2年間を原則とし、通常総会の日に始まり、2年後通常総会の日に 終わる。ただし、委員の再任を妨げない。

(委員の退任)

- 第8条 委員は、次の各号の一つに該当した場合は退任するものとする。
  - (1) 委員が会員の資格を失ったとき。
  - (2) 委員が退任の申し出をし、会長及び委員長がその意向を認めたとき。
  - (3) 委員として適当でないと委員長が認め、会長が承認したとき。

(委員の報酬)

第9条 委員は原則として無報酬とする。

(委員会の開催及び召集)

- 第10条 委員会は、委員長が必要と認めたときにこれを開催する。
  - 2 委員会は、委員長が文書等の適宜の方法により、開催日時、開催場所、付議事項 等を示して召集する。

(委員会の議事)

- 第11条 委員会は、その構成員の過半数が出席しなければ成立しない。
  - 2 委員会で議決を要する議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
  - 3 委員会の議事は、議事録を作成するものとする。

(会議の議長)

第12条 委員会の議長は、委員長がこれに当たる。

(議決事項の報告)

- 第13条 委員長は、委員会において決議した事項を速やかに会長に報告するものとする。 (理事会への付議)
- 第 14 条 会長は、委員会において決議した事項で必要と認めるものは、理事会に付議する ものとする。

(委員会運営規則の改廃)

第15条 この委員会運営規則の改廃は、理事会の議決による。

## 附 則

1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

# 別 表 委員会の分担業務

#### (総務委員会)

- 1 定款、諸規則、諸規定等の制定及び改廃に関する事項
- 2 総会、理事会及び各種会議の開催に関する事項
- 3 理事等の役員及び委員会委員、ブロック・支部役員の就任、退任に関する事項
- 4 事業計画案及び事業報告案の作成に関する事項
- 5 理事の職務執行に対するコンプライアンス確保に関する事項
- 6 重要な使用人の選任・解任に関する事項
- 7 情報公開及び表彰に関する事項
- 8 各種事業の企画、実施の調整に関する事項
- 9 各委員会及び部会との連絡・調整に関する事項
- 10 関係官庁及び関係団体との連絡・調整に関する事項
- 11 事務局の運営(職員の採用・解雇を含む。)に関する事項
- 12 他の委員会の分掌に属さない事項

### (財務委員会)

- 1 予算及び決算の作成に関する事項
- 2 予算の執行に関する事項
- 3 会費の改定及び徴収に関する事項
- 4 一定金額以上の資産の取得及び処分に関する事項
- 5 多額な借入に関する事項
- 6 理事が関係する取引に関する事項
- 7 預貯金口座の開設・閉鎖に関する事項
- 8 異例・重大な収入請求に関する事項
- 9 各種保険への加入及び改廃に関する事項
- 10 経理記録の作成及び保存の関する事項
- 11 財産の管理及び運用に関する事項

#### (研修委員会)

- 1 税に関する啓発活動に関する事項
- 2 講演会、講習会、研修会、説明会、懇談会等の企画・実施に関する事項
- 3 e-Taxの普及推進に関する事項
- 4 地域社会への貢献活動に関する事項

#### (厚生委員会)

- 1 福利厚生制度の普及・推進に関する事項
- 2 会員等の福利厚生に関する事項
- 3 会員等の親睦・懇談に関する事項

#### (広報委員会)

1 会報の発行・配付及びホームページの運用に関する事項

- 2 税務及び事業活動等に関する広報並びに当会の宣伝に関する事項
- 3 カレンダーの作成及び配付に関する事項
- 4 参考図書等の紹介・斡旋に関する事項
- 5 報道機関との連絡・調整に関する事項

## (税制委員会)

- 1 税制改正要望に関する事項
- 2 税制及び税務行政の要望・陳情に関する事項
- 3 税制及び税務行政の調査研究並びに税務情報提供に関する事項
- 4 税制セミナーの企画・実施に関する事項

# (組織委員会)

- 1 会員の管理及び未加入法人の管理に関する事項
- 2 組織の維持・充実と強化に関する事項
- 3 会員の拡充に関する事項
- 4 会員の退会防止・処理に関する事項
- 5 新設法人・決算期別法人説明会の開催に関する事項
- 6 ブロック・支部の意見・要望の把握に関する事項

# (臨時の委員会)

臨時の委員会の所掌事項については、設置の都度理事会にて定める。